

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和二十四年一月奈良県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例

第四条を第五条とする。

第三条中「旅館業を営む者」を「営業者」に改め、同条第一号中「営業」を「旅館業」に、「毎日」を「定期的に」に改め、同条第二号中「営業」を「旅館業」に改め、同条第六号アを次のように改める。

ア 旅館・ホテル営業の客室

(1) (2)以外の客室にあつては、床面積三・二平方メートルにつき一人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、床面積二・四平方メートルにつき一人とすることができる。

(2) 寝台を置く客室にあつては、床面積四・五平方メートルにつき一人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、床面積三・〇平方メートルにつき一人とすることができる。

第三条第六号イ(2)中「あつては、床面積」の下に「（階層式寝台を置く場所の床面積を除く。）」を加え、同号イ(2)ただし書中「床面積三・二平方メートルにつき二人」を「当該寝台の階層ごとに床板の面積一・六平方メートルにつき一人」に改め、同条第十号ウを次のように改める。

ウ その他適切に洗濯、管理等を行うこと。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条第一項中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第一号中「類する設備」の下に「（次項第一号において「玄関帳場等」という。）」を加え、同号アを次のように改める。

ア 事務を行うのに適した広さを有すること。

第一条第一項第一号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号エ及びオ並びに同項第二号から第五号までを削り、同項第六号を同項第二号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第三号とし、同項第九号を削り、同項第十号中「定員数以上保有している」を「宿泊者の定員に応じて十分な数を有する」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる要件を備えた令第一条第一項第二号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものが設けられている場合は、前項第一号に掲げる基準によらないことができる。

一 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

二 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

第一条第三項中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号ただし書中「宿泊者の数を十人未満として法第三条第一項の許可の申請がなされた施設であつて」を削り、同号を同項第一号とし、同項第四号中「前三号」を「前号」に、「第一項第六号」を「第一項第二号」に、「及び第八号から第十号まで並びに前項第一号」を「から第四号まで」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に、「同条第二項第十号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準又は同条第三項第七号」を「又は同条第二項第七号」に改め、「第二項各号」を削り、同条第五項中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 寝具類は、適当な数を有すること。

第一条第五項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「前各号」を「前号」に、「第一項第六号」を「第一項第二号」に、「第八号及び第十号」を「及び第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

(目的)

第一条 この条例は、本県における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進することが課題となつていることを踏まえつつ、旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八

号。以下「法」という。）の施行及びその他の旅館業の業務の適正な運営の確保等に
必要な事項を定めることを目的とする。
本則に次の七条を加える。

（営業者の努力義務）

第六条 営業者は、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に関し、次
の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することによる
その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上のために必要な措置

二 外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧
を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の旅館
業の施設及びサービスの利用に係る利便を増進するために必要な措置

三 前二号に掲げるもののほか、旅館業の業務の適正な運営を確保するために必要な
措置

（外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保）

第七条 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対し、旅館業の施設の設備の使用方
法に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報
提供その他の外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必
要な措置であつて規則で定めるものを講じなければならない。

（周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項の説明）

第八条 営業者は、規則で定めるところにより、宿泊者に対し、騒音の防止のために配
慮すべき事項その他の旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必
要な事項であつて規則で定めるものについて説明しなければならない。

2 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語を用いて前項の規定に
よる説明をしなければならない。

（苦情等への対応）

第九条 営業者は、旅館業の施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、
適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

（旅館業の業務を適切に実施するための体制整備）

第十条 営業者は、法第六条第一項及び前二条に規定する義務の履行が確保されるよう、
次の各号に掲げる基準に従つて、旅館業の業務を適切に実施するための必要な体制を

整備しなければならない。

一 法第六条第一項の宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置及び第八条第一項の規定による説明に必要な機器、設備又は装置を有していること。

二 旅館業の施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応できること。

(知事への定期報告)

第十一条 営業者は、宿泊者数その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより、定期的に、知事に報告しなければならない。

(営業者の公表)

第十二条 知事は、営業者に関し、規則で定める事項を旅館業の施設ごとに整理し、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

別表中「第一条関係」を「第二条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、本則に七条を加える改正規定(第七条、第八条、第十条第一号及び第十一条に係る部分に限る。)は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第三条第一項の規定による許可を受けて同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業を営んでいる者がその営業に供している施設であつて、この条例による改正前の旅館業法施行条例第三条第六号アの基準に適合しているものについては、平成三十年十二月十五日までは、引き続き同号アの基準に適合する限り、この条例による改正後の奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例第四条第六号アの旅館・ホテル営業の客室の基準に適合するものとみなす。